

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	森林整備課	検索番号	3 - 2
法令名	林業種苗法	根拠条項	20 - 2		
許認可等	配付した林業用苗木の証明				
<p>(根拠規定)</p> <p>都道府県知事は、申請があった場合には、農林水産省令で定めるところにより、種穂が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取されたものであること又は苗木が育種母樹、育種母樹林、普通母樹若しくは普通母樹林から採取された種穂から育成されたものであることについての証明をすることができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>証明にあたっては、次の事項に留意すること。 林業種苗法の運用について(昭和45年10月9日付け45林野造1246号林野庁長官通達)</p> <p>第7 証明制度について</p> <p>1 証明区分</p> <p>規則第23条第1項の規定で明らかとなっており都道府県知事は、種穂と苗木とを一貫した証明を行うことはできず、また、苗木の場合にあつては幼苗として包装、出荷することを目的とするものは幼苗の証明を必要とし、その他の苗木にあつては幼苗以外の苗木の証明を必要とする。また、幼苗には、は種又はさし付け後に掘り取ったものとその後1回床替を行ったものとの2種類があるが、証明の区分上の幼苗は前者をさすこととし、後者については幼苗以外の苗木として取り扱うこととする。</p> <p>2 証明の申請</p> <p>(1) 法第20条において証明の申請があった場合には、都道府県知事は証明をすることができることとしているのは、当該証明の申請を受理するか否かについて都道府県知事の自由裁量を認める趣旨ではないので御留意願いたい。</p> <p>(2) 種苗の生産過程において生産数量に変動を生じるおそれがあるので、申請に当たっては適確な数量の申請を行うよう御指導願いたい。</p> <p>3 証明の申請手数料</p> <p>(1) 申請手数料は、種子にあつては1キログラム穂木及び苗木にあつては1万本を単位としているが、数量に端数を生じた場合の端数に係る部分の申請手数料は、それぞれの単位について定められている金額に数量の端数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 幼苗以外の苗木の場合の事実の確認回数とは、最初の生産過程における種穂のは種若しくはさし付け又は幼苗の床替えと最後の生産過程における苗木の包装とをそれぞれ1回とし、これに育成途中の床替回数を加えたものであつて、これらの事実の確認に要した日数を指すものではない。</p> <p>4 事実の確認</p> <p>(1) 法第20条の規定により、職員に証明に係る事実の確認をさせたときは、確認年月日、確認場所、立会した職員の氏名、確認数量等を記録させることとする。</p> <p>(2) 確認をした種苗とその他の種苗とが混同するおそれのある場合は、確認種苗に仮封印を施す等の措置を講ずることとする。</p> <p>(その他)</p>					